

税理士の妻に支払った報酬

「同一の生計」経費と認めず

東京高裁判決

弁護士の夫が税理士の妻は九日、「独立して事業を行なう親族に報酬を支払った経費として認められるかが争われた訴訟の控訴審で、東京高裁の原田和徳裁判長は九日、「独立して事業を行なう親族に報酬を支払った場合でも、同一の生計であり、消し、国と都の逆転勝訴判決を言い渡した。訴えたのは、東京弁護士会の宮岡

孝之弁護士。

判決によると、宮岡弁護士は妻の税理士と別の事務所を開設。一九九五―一九七〇年、妻と顧問税理士契約を結び、報酬として払った計約290万円を経費として税務申告。しかし、税務署は「生計を二にする配偶者に支払われた報酬は必要経費」としないとの所得税法の

規定に基づき、経費と認めず、追徴課税した。この規定について一審判決は「親族が従属的な立場で労務提供する場合などが対象で、独立した事業者の場合は該当しない」とし、経費と認めたが、この日の判決は「従属的に従事していたかなど、個別の事情には左右されないと認定した。